

議案第21号

三朝町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の設定について

次のとおり三朝町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年3月9日

三朝町長 吉田 秀 光

平成13年3月22日原案可決
三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

（三朝町職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の定年等に関する条例（昭和59年三朝町条例第13号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以
下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、
項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後
条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等と
し、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項
等（以下この条において「削除条項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除
条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改
正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下この条にお
いて「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後
部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分
を削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

第4条 略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療業務に従事する医師については、年齢65年とする。

第4条 略

(定年退職者の再任用)

第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においてその職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

(1) 退職する前の勤務成績が良好であること。

(2) 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認め

	るときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。
	3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
	4 第1項及び第2項の規定を実施するために必要な手続きは、町長が定める。
(定年に関する施策の調査等)	(定年に関する施策の調査等)
第5条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。	第6条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の勤務時間、休暇などに関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第28条の5第1項	(1週間の勤務時間) 第2条 略

に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲で、任命権者が定める。

- 3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である

- 2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合

職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日設ける場合には、この限りでない。 (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数) (2) 略 (3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他別に定める者から引き続き職員となった者 別に定める日数 2. 3 略 (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。	で週休日設ける場合には、この限りでない。 (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (2) 略 (3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他別に定める者から引き続き職員となった者及び三朝町職員の定年等に関する条例(昭和59年三朝町条例第13号)第5条第1項の規定により採用された者 別に定める日数 2. 3 略 (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。
--	--

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) (2)・(3) 略	(部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 非常勤職員 (2)・(3) 略

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(昇給等の基準) 第4条 略 2～9 略 10 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 第4条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第6条 略 2～3 略 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から<u>週休日(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日をいう。以下第18条第1項において同じ。)</u>の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (通勤手当) 第11条 略	(昇給等の基準) 第4条 略 2～9 略 第6条 略 2～3 略 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日</u>の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (通勤手当) 第11条 略

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ケ 略

(3) 略

3 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、そ

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

ア～ケ 略

(3) 略

3 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 略

の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この条項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数）を減じたもの除して得た額とする。

- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この条項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1

たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。))にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給

週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(第20条において「特定幹部職員」という。))にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

する場合においては100分の60、
12月に支給する場合においては1
00分の80を乗じて得た額)に、基
準日以前3月以内(基準日が12月1
日であるときは、6月以内)の期間に
おけるその者の在職期間の区分に応
じて、前項の表に定める割合を乗じて
得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞ
れの基準日現在(退職し、若しくは失
職し、又は死亡した職員にあっては、
退職し、若しくは失職し、又は死亡し
た日現在)において職員が受けるべき
給料及び扶養手当の月額合計額と
する。

5 職員でその職務の級が4級以上で
あるもの(ただし、その職務の複雑、
困難及び責任の度等を考慮して規則
で定めるものに限る。)については、
前項の規定にかかわらず、同項に規定
する合計額に、給料の月額に職の職制
上の段階、職務の級等を考慮した規則
で定める職員の区分に応じて100
分の15を超えない範囲で規則で定
める割合を乗じて得た額を加算した
額を第2項及び第3項の期末手当基
礎額とする。

6 第2項及び第3項に規定する在職
期間の算定に関し必要な事項は、規則
で定める。

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額
に、任命権者が町長の定める基準に従
って定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任命権者が支
給する勤勉手当の額の、その者に所属
する次の各号に掲げる職員の区分ご
との総額は、それぞれ当該各号に定め
る額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員

3 前項の期末手当基礎額は、それぞ
れの基準日現在(退職し、若しくは
失職し、又は死亡した職員にあって
は、退職し、若しくは失職し、又は
死亡した日現在)において職員が受
けるべき給料及び扶養手当の月額の
合計額とする。

4 職員でその職務の級が4級以上で
あるもの(ただし、その職務の複雑、
困難及び責任の度等を考慮して規則
で定めるものに限る。)については、
前項の規定にかかわらず、同項に規定
する合計額に、給料の月額に職の
職制上の段階、職務の級等を考慮し
た規則で定める職員の区分に応じて
100分の15を超えない範囲で規則
で定める割合を乗じて得た額を加
算した額を第2項の期末手当基礎額
とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定
に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額
に、任命権者が町長の定める基準に
従って定める割合を乗じて得た額と
する。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の総額は、
その者に所属する前項の職員の勤勉
手当基礎額に当該職員がそれぞれそ
の基準日現在(退職し、若しくは失
職し、又は死亡した職員にあっては、

以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）、12月に支給する場合においては100分の55（特定幹部職員にあっては、100分の75）を乗じて得た額の総額。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30（特定幹部職員にあっては、100分の40）を乗じて得た額の総額

3 略

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。

5 略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第25条の2 第13条、第14条及び第15条の規定は、第8条第1項の規定に基づく町長が指定する職を占める職員には、適用しない。

（再任用職員についての適用除外）

第25条の3 第9条、第10条、第10条の2、第11条の2及び第21条の規定は、再任用職員には適用しない。

退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）、12月に支給する場合においては100分の55（特定幹部職員にあっては、100分の75）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 略

4 第19条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第20条第3項」と読み替えるものとする。

5 略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第25条の2 第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、第8条第1項の規定に基づく町長が指定する職を占める職員には、適用しない。

(非常勤職員の給与) <u>第21条</u> 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	(非常勤職員の給与) <u>第20条</u> 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
--	--

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
(休職者の給与) 第19条 職員が地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。	(休職者の給与) 第19条 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。
(再任用職員についての適用除外) 第20条 <u>第5条、第6条、第6条の2、第7条の2及び第10条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	